

違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します

違反対象物の 公表制度とは

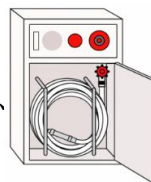
建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページにより公表する制度です。

◎ 公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店など、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

◎ 公表の対象となる違反は

消防法で建物に義務付けられた消防設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。



屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備

◎ 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が、認められる場合に公表します。また、違反が是正されるまでの間、公表は継続されます。

◎ 公表の方法は

富岡甘楽広域消防本部のホームページへ掲載します。

◎ 公表の内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

◎ 公表制度の開始時期は

令和2年4月1日から

建物関係者の方へ

あなたが所有・管理する建物で次のようなことを行う場合には、新たに消防用設備の設置が必要となることがありますので、事前に予防課にご相談下さい。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの新規開設及び用途変更
- 増築、隣接建物との改築工事など
- 窓や扉などの閉鎖工事



お問い合わせ先
富岡甘楽広域消防本部予防課まで TEL 0274-62-4306